

豊中市子ども・若者支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有するものに対し、法第15条第1項に規定する関係機関等が協働して行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図ることを目的として、「豊中市子ども・若者支援協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、「豊中市若者自立支援計画」に基づき子ども・若者を総合的に支援する環境づくりを行う。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関」という。）による支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 構成機関が連携して行う支援の実施に関すること。
- (3) 構成機関が、構成機関以外の関係機関等と連携して行う支援に関すること。
- (4) 支援を総合的に推進するための連絡調整に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる構成機関で組織する。

- 2 協議会に会長を置き、市民協働部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、教育政策監の職にある者がその職務を代理する。
- 5 会長は、第2条各号の事項に取り組むに際し必要があると認めるときは、別表第1に掲げる構成機関以外の関係者の出席を求め、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 6 会長は、第2条各号に掲げる事項について専門的な見地からの助言や専門知識の提供を求めるため、協議会のもとにアドバイザーを置くことができる。

(会議)

第4条 協議会は、代表者会議、実務者会議、ケース会議、部会に分けて運営する。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、別表第2に掲げる構成機関の代表で構成し、第1条の目的を達するため、情報の交換を行うとともに、同条の目的を達するための運営方針及び支援に係る総括的事項について協議する。

2 代表者会議の会長は、市民協働部長の職にある者をもって充て、代表者会議の招集及び進行を行う。

3 代表者会議は、原則として年1回以上開催する。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、別表第1に掲げる構成機関より選任された支援に関わる実務者等で構成し、次に掲げる事項について協議する。

(1) 構成機関の活動状況等の情報の交換及び役割分担の明確化に関すること。

(2) ケース会議での課題を踏まえた対応策の検討に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達するために必要な実務に関する事項

2 実務者会議に座長を置き、くらし支援課長の職にある者をもって充て、実務者会議の招集及び進行を行う。

3 実務者会議は、原則として年2回以上開催する。

(ケース会議)

第7条 ケース会議は、別表第1に掲げる構成機関のうち、個別のケースに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性のある担当者により構成する。

2 ケース会議は、第1条の目的を達するため、子ども・若者に関する個々の支援について、次に掲げる事項を協議する。

(1) 対象者の状況把握及び課題の確認に関すること。

(2) 対象者に対する具体的な支援内容の検討に関すること。

(3) 対象者に対する支援方針の策定と役割分担の決定及びその認識の共有に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、ケース会議による個々の支援を実施するために必要な事項

3 ケース会議は、必要に応じて随時開催する。

4 ケース会議は、豊中市支援会議設置要綱第3条第1項の規定により、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第9条第1項に基づく支援会議として位置付けることができる。なお、会議の運用については、本要綱のほか、豊中市支援会議設置要綱に基づき実施するものとする。

5 ケース会議は、第9条第1項に定める子ども・若者支援調整機関又は第10条第1項に定める子ども・若者指定支援機関が招集する。

(部会)

第8条 会長が必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員等で組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会における検討状況及び結果を協議会に報告する。

(調整機関)

第9条 市長は、法第21条第1項の規定に基づき、豊中市市民協働部を子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定する。

2 調整機関は、協議会の事務局として、次に掲げる事務を行う。

- (1) 協議会に関する事務の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) その他協議会の運営及び支援を円滑に推進するために必要な事項

(指定支援機関)

第10条 市長は、法第22条第1項の規定に基づき、豊中市若者支援総合相談窓口受託団体を子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定する。

2 指定支援機関は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者に対して、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- (3) その他社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者への支援を推進するために必要な事項

(秘密保持義務)

第11条 協議会に出席した者は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

(経費負担)

第12条 協議会に出席するために必要となる経費については、構成機関において負担する。ただし、第3条第5項及び第6項に規定する者の出席については、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月1日から実施する。

2 平成22年2月18日制定の「豊中市若年者就労問題等連絡会議設置要綱」及び平成22年6月18日制定の「豊中市子ども・若者育成支援推進検討会議設置要綱」は、平成27年9月30日をもって廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月7日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月6日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）【関係機関・団体等】

分野	構成機関等
教育関係	大阪府教育庁教育振興室高等学校課
	大阪府教育センター教育企画部教育相談室
	大阪府立箕面東高等学校
	豊中市教育委員会
	豊中市人権教育推進委員協議会
福祉関係	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会
	豊中市こども未来部
	豊中市福祉部
	豊中市民生・児童委員協議会連合会
保健・医療関係	一般社団法人豊中市医師会
	一般社団法人豊中市薬剤師会
	豊中市健康医療部
矯正・更生保護 関係	大阪少年鑑別所
	大阪府豊中警察署
	大阪府池田少年サポートセンター
	大阪府豊中南警察署
	豊中地区保護司会
雇用関係	池田公共職業安定所
	大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課
	特定非営利活動法人豊中市障害者就労雇用支援センター
	豊中市市民協働部
	豊中商工会議所
	とよの地域若者サポートステーション
	連合大阪北大阪地域協議会豊中地区協議会
相談・その他	一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会
	一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団
	大阪府子ども・若者支援地域協議会調整機関
	大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課
	公益財団法人とよなか国際交流協会
	市立豊中病院
	人権擁護委員豊中地区委員会
	豊中市消防局
	豊中市市民協働部
	豊中市都市経営部
	豊中市都市計画推進部
	豊中市若者支援総合相談窓口受託団体
	子ども・若者分野について学識経験等を持つ者で協議会の会長が指定するもの

別表第2(第5条関係)【代表者会議】

分野	構成機関
教育関係	豊中市教育委員会
福祉関係	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会
	豊中市こども未来部
	豊中市福祉部
	豊中市民生・児童委員協議会連合会
保健・医療関係	一般社団法人豊中市医師会
	一般社団法人豊中市薬剤師会
	豊中市健康医療部
就労関係	池田公共職業安定所
	大阪府子ども・若者支援地域協議会調整機関
	人権擁護委員豊中地区委員会
	豊中市市民協働部
相談・その他	豊中商工会議所
	連合大阪北大阪地域協議会豊中地区協議会
	子ども・若者分野について学識経験等を持つ者で協議会の会長が指定するもの